

沖縄県広報誌「美ら島沖縄」広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県（以下「県」という。）が発行する広報誌「美ら島沖縄」（以下「本誌」という。）に広告を掲載するために、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 本誌に掲載する広告は、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれのないもので、県民に不利益を与えないものとし、その範囲は次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 意見広告
- (5) 個人の氏名広告
- (6) 誇大又は虚偽の恐れがあるもの
- (7) あたかも県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (8) その他、本誌に掲載する広告として適当でないと県が認めるもの

(広告主の優先順位)

第3条 広告掲載の優先順位は、次の各号のとおりとする。

- (1) 国、政府関係機関及び沖縄県を除く地方公共団体並びにこれに類するもの
- (2) 私企業のうち、公共性の高いもの
- (3) その他、県が適当と認めるもの

(広告の選定)

第4条 広告取扱業者は、広告媒体に掲載しようとする広告について、あらかじめ県と協議するものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月3日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

